平成２４年（フ）第２１５号
北九州市八幡東区中尾３丁目11番14号
債務者　武井　葉子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６０号
北九州市小倉北区白銀２丁目10番２―401号
債務者　濱田　勝憲
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６１号
北九州市小倉北区白銀２丁目10番２―401号
債務者　濱田　京子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７２号
北九州市八幡東区槻田２丁目10番27―303号
債務者　吉浦　正見
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７８号
北九州市戸畑区三六町17番８号
債務者　宮崎奈緒子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８８号
北九州市戸畑区境川１丁目６番６号
債務者　川越　敏恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１１号
岩手県紫波郡紫波町二日町字西七久保21番地１
債務者　昆　　夕子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４０２号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番32―504号、従前の住所神戸市西区秋葉台３丁目２番地の261
債務者　丸岡　宣子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６号
神戸市灘区桜口町２丁目１番18―207号、従前の住所神戸市東灘区本庄町１丁目１番24号
債務者　北条　彦継
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７号
神戸市北区小倉台４丁目１番地の４、従前の住所神戸市北区筑紫が丘２丁目６番地の18
債務者　山本　雅代
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｆ棟601号、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北４丁目３番地16
債務者　髙橋ゆかり
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３００号
神戸市北区南五葉３丁目２番33―201号、従前の住所神戸市北区君影町２丁目１番48―104号
債務者　佐伯　充司
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０５号
神戸市北区君影町２丁目１番52―206号、従前の住所兵庫県明石市大久保町江井島986番地の２
債務者　勢造　　政
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５７号
神戸市兵庫区夢野町２丁目14番地の６富士マンション308号室
債務者　森　　昭
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県篠山市郡家892番地１　パナハイツフェリカ106号
債務者　角倉祐二郎
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
佐賀県唐津市桜町884番地67　Ｍハイツ Ｂ―３号、住民票上の住所佐賀県唐津市八幡町773番地110
債務者　太畑　信一
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第６８号
北海道苫小牧市花園町４丁目４番24号　タウンハウス花園Ｂ―１鷹嘴方、住民票上の住所北海道苫小牧市花園町４丁目３番15号　光シティＡⅢ301号
債務者　小澤　敏子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部